

〔総合診断・環境保全・安全管理〕 (第四版一訂正表 2 号)

変更頁	変更行	変更内容	
14 頁	下から 7 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	用部品の種類として新品(純正部品, 社外部品), リサイクル リユース品(リビルト部品, 中古部品)等, お客様の～
153 頁	下から 17 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	・トラック・バスなどの大型車, 特殊種自動車(いわゆる 8 ナンバー車), ナンバ・プレートの付いていな～
156 頁	上から 6 行目	傍線部分を削除し、網掛け部分のように訂正	す。重傷症では心室細動, 心筋障害等により死亡するとされている。
161 頁	下から 16～13 行目	法改正のため 全て差し替え	2) 廃タイヤの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」上の区分 事業者(運送会社, バス会社など)から生じる廃タイヤは産業廃棄物となり, それ以外の廃タイヤ(主に個人・自治体などから生じるもの)は一般廃棄物に区分される。
	下から 12～6 行目	法改正のため 全て差し替え	3) 整備工場が廃タイヤを適正処理する方法 (1) 産業廃棄物である廃タイヤ 産業廃棄物収集運搬業の許可を有しない整備工場では, 「産業廃棄物に区分される廃タイヤ」を引き取ることができないが, タイヤ交換などの事業活動に伴って生じる廃タイヤを無償で引き取る下取り行為は可能である。この場合, 整備工場が排出事業者として, 引き取った廃タイヤを適正に処理しなければならない。適正処理の方法は, 整備工場が産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を有する者に処理を委託しマニフェストを交付する。 なお, 当該整備工場の取り引き先のタイヤ販売店などにおいても, 新品タイヤの販売という事業活動に伴って生じる廃タイヤを, 整備工場から無償で引き取る下取り行為は可能である。 (2) 一般廃棄物である廃タイヤ 整備工場などのタイヤを販売する者には, 廃棄物処理法施工規則により「一般廃棄物に区分されるタイヤ」の引き取り及び適正処理が義務付けられている。また, 廃タイヤを引き取る際に, その処理に係る費用の実費相当分を引き取り依頼者から徴収することは可能である。 適正処理の方法は, 取り引き先のタイヤ販売店などに処理を依頼する方法と, 整備工場が排出事業者として, 産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を有する者に処理を委託しマニフェストを交付する方法がある。

変更頁	変更行	変更内容																																									
162 頁	上から 11～13 行目	法改正のため 全て削除	なお、LLC は、～ ある。																																								
166 頁	表 5-3(一部)	傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 訂正又は追加	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物発生源</th> <th>関連法規制</th> <th>処理・管理</th> <th>処理方法(委託先等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フロン</td> <td>①②④⑫</td> <td>回収 マニフェスト作成</td> <td>熱源として利用 産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>LLC</td> <td>②⑦⑨</td> <td>回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>ワパ等ゴム類</td> <td>⑨</td> <td>分別回収・保管 回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>フィルタ</td> <td>⑨</td> <td>分別回収・保管 回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>ラジエータ</td> <td>⑨⑩</td> <td>回収・分別保管 回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>バランス・ウェイト</td> <td>⑨⑩</td> <td>回収・分別保管 回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>パンパ</td> <td>⑨⑩</td> <td>分別回収・保管 回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>ガラス類</td> <td>⑨⑩</td> <td>回収・再利用 回収 マニフェスト作成</td> <td>メーカー引き取りリサイクル 産業廃棄物処理業者等</td> </tr> <tr> <td>オイル・フィルタ</td> <td>⑨⑩</td> <td>回収 マニフェスト作成</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物発生源	関連法規制	処理・管理	処理方法(委託先等)	フロン	①②④⑫	回収 マニフェスト作成	熱源として利用 産業廃棄物処理業者等	LLC	②⑦⑨	回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	ワパ等ゴム類	⑨	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	フィルタ	⑨	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	ラジエータ	⑨⑩	回収・分別保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	バランス・ウェイト	⑨⑩	回収・分別保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	パンパ	⑨⑩	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等	ガラス類	⑨⑩	回収・再利用 回収 マニフェスト作成	メーカー引き取りリサイクル 産業廃棄物処理業者等	オイル・フィルタ	⑨⑩	回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等
廃棄物発生源	関連法規制	処理・管理	処理方法(委託先等)																																								
フロン	①②④⑫	回収 マニフェスト作成	熱源として利用 産業廃棄物処理業者等																																								
LLC	②⑦⑨	回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
ワパ等ゴム類	⑨	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
フィルタ	⑨	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
ラジエータ	⑨⑩	回収・分別保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
バランス・ウェイト	⑨⑩	回収・分別保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
パンパ	⑨⑩	分別回収・保管 回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
ガラス類	⑨⑩	回収・再利用 回収 マニフェスト作成	メーカー引き取りリサイクル 産業廃棄物処理業者等																																								
オイル・フィルタ	⑨⑩	回収 マニフェスト作成	産業廃棄物処理業者等																																								
167 頁	表 5-4(一部)	傍線部分を削除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物発生源</th> <th>関連法規制</th> <th>処理・管理</th> <th>処理方法(委託先等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オイル・フィルタ</td> <td>⑨⑩</td> <td>分別保管</td> <td>産業廃棄物処理業者等</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物発生源	関連法規制	処理・管理	処理方法(委託先等)	オイル・フィルタ	⑨⑩	分別保管	産業廃棄物処理業者等																																
	廃棄物発生源	関連法規制	処理・管理	処理方法(委託先等)																																							
オイル・フィルタ	⑨⑩	分別保管	産業廃棄物処理業者等																																								
	下から 1 行目	網掛け部分を追加	進に関する法律 ⑪容器包装リサイクル法 ⑫フロン回収破壊法																																								
174 頁	表 2-1	⑤管理が不適切な場合の具体例を傍線のように一部削除	・教育訓練が不十分																																								
175 頁	図 2-3	間接原因である第 2 の駒を訂正	(正) 人的欠陥 (誤) 人的欠落																																								
176 頁	表 2-3	(第 1 の駒)の具体例を傍線部分のように一部削除	・教育訓練が不十分である																																								
183 頁	下から 9 行目	傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 訂正	誘導する人は、車の侵入進入経路には立たない。また、挟まれるような場所を避ける。																																								